

議案第136号

権利の放棄について（水道料金）

次のとおり権利を放棄するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月10日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 権利放棄の内容
水道料金の未収金
- 2 債務者
15人（別添調書のとおり）
- 3 権利放棄する金額
金 134,868円
- 4 権利放棄の理由
 - ・相続放棄（調書番号1～3）
債務者が死亡し、相続人が相続放棄しており、債権を回収できる見込みがないため。
 - ・所在及び財産不明（調書番号4～15）
債務者又は債務者の相続人の所在について調査した結果、官公署に公簿確認等調査を行っても住所（居所）が不明であり、追跡不能により債権を回収できる見込みがないため。



令和3年度 債権放棄対象者(内訳調書)

番号	債務者	住所	債権内訳		権利放棄理由
			年度	滞納額	
1			H24	6,930	相 続 放 棄
			合 計	6,930	
2			H28	1,584	
			H29	3,960	
			合 計	5,544	
3			①		
			R3	1,686	
			合 計	1,686	
			②		
			R3	1,686	
			合 計	1,686	
4			H20	10,614	所 在 及 び 財 産 不 明
			H21	7,823	
			合 計	18,437	
5			H20	3,464	
			H21	9,363	
			合 計	12,827	
6			H20	9,899	
			H21	12,975	
			合 計	22,874	
7			H22	3,840	
			合 計	3,840	
8			H21	6,410	
			H22	13,390	
			H23	7,890	
			合 計	27,690	
9			①		
			H23	1,640	
			合 計	1,640	
			②		
			H23	3,080	
			H24	770	
合 計	3,850				
10			H24	6,450	
			合 計	6,450	

番号			債権内訳		権利放棄理由
			年度	滞納額	
11			H24	3,850	所在及び財産不明
			合計	3,850	
12			H24	2,310	
			合計	2,310	
13			H27	792	
			H28	3,374	
			合計	4,166	
14			H28	3,960	
			H29	2,376	
			合計	6,336	
15			R1	4,752	
			合計	4,752	
	合計		上水	134,868	